

平成27年第3回上里町議会定例会会議録第4号

平成27年6月10日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第12 請願・陳情について
日程第13 議員の派遣について
日程第14 （町長提出議案第43号）工事請負契約の締結について
日程第15 （町長提出議案第44号）工事請負契約の締結について
日程第16 （意見書第5号）TPP交渉に関する意見書（案）について
日程第17 （意見書第6号）安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）について
-

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 片岡浩一君	

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係 長 戸矢信男

◎開 議

午前 11 時 15 分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第43号 工事請負契約の締結についての件、議案第44号 工事請負契約の締結についての件、以上の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号 工事請負契約の締結についての件、議案第44号 工事請負契約の締結についての件、以上の2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第 14 議案第 43 号 工事請負契約の締結について

○議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第43号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第43号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的につきましては、平成26年度（繰越）上里町立上里中学校屋内運動場改築・解体工事でございます。

2、契約金額につきましては、8億676万円、消費税額を含む金額でございます。

3、契約の相手は、埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目252番地、佐田建設株式会社さいたま支店、支店長菱沼淳でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

提案理由につきましては、上里町立上里中学校屋内運動場改築・解体工事に伴い、本案を提出するものでございます。

続きまして、今回の工事発注に関わります経緯を御説明申し上げます。

上里町では、小・中学校における耐震化事業を最優先課題として取り組んでおり、本日提案申し上げました本工事につきましては、平成26年度、国の一般会計第1次補正予算の前倒し事業として発注するもので、平成27、28年度の継続事業でございます。

次に、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。

本工事を発注するに当たりましては、入札に必要な参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

入札公告を4月22日に行いましたが、内容といたしましては、工事名、平成26年度（繰越）上里町立上里中学校屋内運動場改築・解体工事。工事場所、上里町大字七本木336番地。工事期間、契約確定の日より平成28年10月31日まで。設計金額につきましては、入札執行後に公表する事後公表といたしました。

主な入札参加資格といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店または支店等の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が1,100点以上の者といたしました。

そのほか、注意点等を加えて公告を行い、町のホームページや建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

開札につきましては、5月28日午前10時から電子入札システムによる開札を実施いたしました。

結果につきましては、7社から応札があり、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した佐田建設株式会社さいたま支店が落札候補者となったものでございます。

6月2日に上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、同社の入札参加資格確認申請書、そのほか必要書類の審査を行い、入札参加資格を有する者と確認されましたので、落札者として金8億676万円（消費税額含む）で同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

建物の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）1階建てで、延べ床面積2,081.94平方メートルでございます。回廊（増築）37.50平方メートル鉄骨造り1階建てとなっております。

主要各室及び面積といたしましては、アリーナ931.00平方メートル、ステージ160.29平方メ

ートル、剣道場246.47平方メートル、柔道場215.66平方メートル、器具庫（3室）109.81平方メートル、トイレ（男女身体障害者用）48.50平方メートル、災害避難所用といたしましてシャワー室（2室）6.47平方メートル等となっております。

木質化といたしましては、アリーナ、ステージ、剣道場及び柔道場の床面、壁面に木材を使用いたします。また、全ての照明器具についてLED照明を採用しております。

工事内容は建築工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生工事一式、空気調和・換気設備工事一式、既存体育館解体工事一式となっております。

以上で、議案第43号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9 番納谷克俊議員。

〔9 番 納谷克俊君発言〕

○9 番（納谷克俊君） 9 番、納谷です。

ただいま詳細な説明をいただいたわけですが、落札者である佐田建設株式会社さいたま支店が最低制限価格以上、予定価格以内で一番安かったということでございました。

参考までになんですけれども、今回、他の応札企業、全部で7社ということですから、6社あると思うんですけれども、応札された企業名並びに応札金額のほうを教えてくださいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） それでは、説明させていただきます。

応札金額につきましては、税抜きで報告させていただきます。

初めに、関東建設工業株式会社さいたま支店 6 億3,400万円、古郡建設株式会社 6 億4,000万円、竹並建設株式会社 6 億7,300万円、横尾建設株式会社 7 億3,730万円、株式会社塚本工務店 埼玉支店 7 億3,770万円、三ツ和総合建設業協同組合熊谷営業所 7 億3,900万円、以上 6 社でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

9 番納谷克俊議員。

〔9 番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） ただいまの御説明ですと、落札をされた佐田建設株式会社さいたま支店以外の応札企業6社は全て、最低制限価格を下回ったということなのかなと思っております。

数字を計算してみますと、設計価格に対して、どうやら10分の9というところが予定価格だったのかなと思います。恐らくこの予定価格については、公共工事に係る最低制限価格の運用についてなどを基準にやられていると思うんですが、その算式から建築工事等、また現地工事に付随する設備工事一般ということで、算式に基づいて10分の9が出てきたかと思われるんですけれども、この算式を用いるときの目安としては、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価等の変動を踏まえて設定するものとする書かれておりますが、応札企業7社中6社が最低制限価格を下回っているということを考えますと、その裏には地域性というものもあるのかなと。もちろん工事の難易度等ございます。

建設業界全体としては、選別受注ということが進んでいて、比較的皆さん、利益率を考慮して、余り利益率が低い工事は受注しないということのようです。例えば、日本全国見てみますと、首都圏や東北被災3県中心に不調という入札も多いようですけれども、この近辺を見ますと、比較的皆さん、最低制限価格に近い価格、前回の2期工事では4社が最低制限価格ぴったりのということで、くじだったのかなと思います。

何が言いたいのかと申しますと、そもそもこの最低制限価格の設定が妥当なのか。ただ単に10分の9を用いたんだとすると、地域性というものが余り設定の中で考慮されなかったのかなという気がするんですけれども、貴重な税金を、血税を使って行う工事でございますので、そのような観点からいいまして、この最低制限価格の設定について、地域性というのはどのぐらい、どの程度考慮されたのかお尋ねするところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 御説明いたします。

地域性等々につきましては、上里町につきましては、この首都圏等を含めた中で、地域という中では考慮しておりません。基本的に、国交省モデルの対応の税率等で最低制限価格を決定したところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） ありがとうございます。

本案件を含めてなんですけれども、少し関連になってしまうかもしれませんが、そうなりますと、今後、43号の次の44号にも関わってきますし、以後の入札等も関わってくると思うんですけれども、そういったスタンス、スタイルで、上里町が今後、最低制限価格を設

けていきますと、ややもすると、町が一定のラインを引いた中で、引いたところより上の中での競争だけしか起きないと。本来、もう少し安くても、しっかりとした品質、また安全管理等、適正な競争の中でできたものが、最低制限価格を設けたがゆえに、何といいましょうか、町が決めた範囲内での競争しか起きないということも考えられると思うんですけれども、確認になってしまいますけれども、今後この最低制限価格、もう一度詳細な検討をされる用意はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 先ほど、地域性は国交省モデルのケースでは設けていないということでございますけれども、本来設計図書の中で、地域に関しての単価等を含めては、地域性という形での積算はしております。ただ、先ほど言った、最低制限価格を設ける中の地域性というのは設けていないというふうな状況でございます。

それから、今回このような入札結果ということもございますので、今後、工事関係契約制度の検討委員会等で、どのような対応ができるのか、できないのか、どうしたらいいのかというのは議論していければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第43号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第44号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第44号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的につきましては、平成27年度上里町総合文化センター舞台照明設備改修工事でございます。

2、契約金額につきましては、6,847万2,000円、消費税額を含む金額でございます。

3、契約の相手は、東京都江東区青海1丁目1番20号、パナソニックE Sエンジニアリング株式会社東京本部、常務取締役本部長鈴木和介でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

提案理由につきましては、上里町総合文化センター舞台照明設備改修工事に伴い、本案を提出するものでございます。

続きまして、今回の工事発注に関わります経緯を御説明申し上げます。

上里町総合文化センターは、平成5年の開所以来22年経過し、施設のさまざまな箇所の老朽化が進んでおります。

舞台照明につきましても、ホール内や舞台、客室等の照明や操作盤等の老朽化が進んでおり、施設の性質上、上演中のトラブル防止や利用者の安全面を考慮すると、新たな設備の設置が急務となります。

また、古い設備については、部品調達が困難になり、緊急事態の場合でも手当てできない状況が懸念されます。このような状況を踏まえ、今回提案させていただきました舞台照明設備の改修工事を行うこととなりました。

次に、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。

本工事を発注するに当たりましては、入札に必要な参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札共同システムにより実施をいたしました。

入札公告を4月22日に行いましたが、内容といたしましては、工事名、平成27年度上里町総合文化センター舞台照明設備改修工事。工事場所、上里町大字七本木71番地1。工事期間、契約確定の日より平成28年2月26日まで。設計金額7,070万円（消費税額含まない）等の内容でございました。

主な入札参加資格といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、東京都、埼玉県及び群馬県内に電気工事業かつ機械器具設置工事業で本店または支店等の登録があり、電気工事業においてA級に格付されたものといたしました。

そのほか、注意点等を加えて公告を行い、町のホームページや建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

開札につきましては、5月28日午前10時40分から電子入札システムによる開札を実施し、4社の応札がありましたが、同額による最低価格応札者が2社あったため、電子くじを実施し、結果、パナソニックE Sエンジニアリング株式会社東京本部が落札候補者となったものでございます。

6月2日に上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、同社の入札参加資格確認申請書、そのほか必要書類の審査を行い、入札参加資格を有する者と確認されましたので、落札者として金6,847万2,000円（消費税額含む）で同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明をさせていただきます。

工事の概要につきましては、ホール内の舞台照明用調光装置及び客席照明用調光装置並びに舞台照明負荷設備の設置・取り付け・調整等の改修工事となります。

ホール内に設置されているシーリングライトの電動昇降装置を設置いたします。設置されることにより、足場を組まずにライト交換が可能となり、交換時の作業軽減と経費削減が期待されます。また、スポットライト・調光操作卓は最新型に変更し、より安全で使いやすい装置となります。

工事内容は、舞台照明器具設置工事一式、つり物設備工事一式、舞台調光装置工事一式となっております。

以上で、議案第44号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 44 分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 12 請願・陳情について

○議長（伊藤 裕君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております請願第4号 TPP交渉に関する請願についての件、請願第5号 農協改革など「農業改革」に関する請願についての件、以上の2件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

○総務経済常任委員長（沓澤幸子君） 総務経済常任委員長の沓澤幸子です。

当委員会に付託されました請願第4号 TPP交渉に関する請願及び請願第5号 農協改革など「農業改革」に関する請願の審査結果について報告させていただきます。

審査は、6月8日午前9時から委員全員の出席のもと開催しました。TPPのISD条項について、また農業改革の具体的な内容等についての説明をしていただくため、産業振興課長にも出席していただきました。

まず、請願第4号 TPP交渉に関する請願について報告させていただきます。

TPP交渉は、特許、著作権、医療、保険、食の安全、エネルギーなど、地域経済や国民生活に大きく影響する重大な問題です。今回は、請願者が農業関係団体であることから、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することなどを明記した衆・参両院の農業水産委員会決議を遵守することを求める内容の請願でした。

衆・参両院の環太平洋パートナーシップ（TPP協定）交渉参加に関する決議は8項目の決議となっており、1項目めとして、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生可能となるよう除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。6項目めとして、交渉に当たっては2国間交渉にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5

品目などの聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は離脱も辞さないとするものでした。

請願の趣旨である国会決議を遵守することについては、全員が賛成でありましたけれども、請願文書の表現において、一部に賛成できない等の意見もありました。

その結果、請願第4号につきましては、趣旨採択と決定いたしました。

次に、請願第5号 農協改革など「農業改革」に関する請願について報告させていただきます。

農業・農協改革一括法案は現在国会で審議中であり、できれば今議会中に結論を出したいところではありましたが、農協改革、農業委員会改革など多岐にわたる内容であることから、請願者、農業関係者、農業委員さん等の御意見もお聞きした上で、慎重に審査をしたいとの考えが多数を占めました。

そのため、請願第5号につきましては、継続審査と決定をいたしました。

以上で、総務経済常任委員会の審査結果並びに経過報告の説明とさせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

○1 番（飯塚賢治君） 1 番、飯塚賢治でございます。

初めのTPP交渉に関する請願についてでございますが、趣旨採択ということでございました。これについて、私は反対の立場で討論させていただきます。

請願項目として、TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退することとあります。我が国のTPP交渉参加までの経緯をたどれば、2013年7月23日の日本のTPP交渉正式参加に至るまで、重大なターニングポイントが2つございました。

1 つは、2013年4月12日の日米決議の合意事項、そこには、日本には一定の農産品、アメリカには一定の工業製品といった2国間の貿易上のセンシティブティというものがありませんでした。両国にあることを、それを認識しつつ、TPPにおけるルールづくり及び市場アクセス交渉においての、緊急にともに取り組むことで一致ということでありました。

2つ目というのは、2013年4月18日、参議院は19日、衆議院における国会決議、先ほど沓澤議員のほうから説明があったとおりでございましたが、そういった、しっかりこれが確保できないと判断とした場合は脱退も辞さないものとするということと明記されております。

さまざまな請願趣旨がここには記載されておりますが、国益を守るためには交渉から撤退する以外にないという、この論法に私はついていけません。撤退しろと言っておきながら、国会決議を遵守しろということです。

趣旨と請願項目が全く違うので、私はここで反対の立場とさせていただきます。

それと、もう一つは、国会決議で既に確認していることでありますので、それ以上のものは全くございません。町議会として確認事項にこの上乗せをするということ、この意見書提出には到底賛同ができませんので、反対とさせていただきます。

以上。

○議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第4号 T P P交渉に関する請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第5号 農協改革など「農業改革」に関する請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、総務経済常任委員長より請願第5号 農協改革など「農業改革」に関する請願についての件を会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 54 分休憩

午前 11 時 56 分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加について

○議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

ただいま、沓澤幸子議員ほか6名から、意見書第5号 TPP交渉に関する意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか1名から、意見書第6号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）についての件、以上の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第5号 TPP交渉に関する意見書（案）についての件、意見書第6号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）についての件、以上の2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第16 意見書第5号 TPP交渉に関する意見書（案）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第16、意見書第5号 TPP交渉に関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番沓澤幸子です。

それでは、TPP交渉に関する意見書（案）について提案させていただきます。

大変短い意見書になっていますので、読み上げて提案理由の説明とさせていただきたいと思っています。

2010年に、当時の民主党の菅首相によってＴＰＰ参加が打ち出され、2013年から交渉への参加が始まった。現段階は安倍内閣のもと、ＴＰＰ交渉妥結に向けて日米両国の２国間交渉が進められている。米国議会では、大統領に通商交渉権限を与えるＴＰＡ法案可決に向け、交渉内容が公開されようとしている。

ＴＰＰ交渉に当たっては、国会で、米、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味作物が重要品目として関税交渉の対象にしないなど８項目が決議されている。当地域は埼玉県の中でも農業の盛んな地域であり、地元産業を守るためにも国会決議を遵守するよう強く求めます。

こういう内容になっています。

今、２国間協議のもとでは、関税を撤廃さえしなければ、引き下げは構わないというような議論が、水面下というんでしょうか、秘密裏、公表されないままに進んでいます。そういうことに対しての不安の中から、この意見書を、きちんと衆・参で決議したことに則って、それを守っていただきたいという、そういう内容になっております。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第５号 ＴＰＰ交渉に関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 意見書第６号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第17、意見書第６号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

意見書第6号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

政府は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するための安全保障関連法案を5月15日に国会に提出し、5月26日から審議が開始されているところです。

しかし、提案された関連法案の名称は平和安全法制となっていますが、我が国を戦争ができる国に変えるものであり、戦争放棄をうたった憲法9条に違反する重大な法案です。

法案の第1の問題は、米国が世界のどの地域で戦争を起こした場合でも、自衛隊が従来禁じられていた戦闘地域まで行って、弾薬の補給、武器の輸送などの軍事支援を行えるようになることです。

第2の問題は、国連が統括しない活動にも自衛隊が参加し、形式上停戦合意はあるが、なお戦乱が続く地域にも自衛隊を派遣し、治安維持活動などを行えるようにして、武器の使用についても、任務遂行のための使用も認めるなど大幅拡大することです。

安倍首相は、停戦合意や自衛隊の受け入れ同意を前提としたものの、アフガン報復戦争を受けて展開した国際治安支援部隊 I S A F のような活動にも自衛隊が参加する可能性を国会の質疑の中でも否定していませんでした。

第3の問題は、日本が直接どこからも武力攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を発動して米国の戦争に参加し、自衛隊が海外で武力を行使することができるようにすることです。しかも、安倍首相が国会答弁で、米軍が先制攻撃をした場合でも発動があり得ると認めたことは大変重大です。

自衛隊が発足して60年間、自衛隊は他国の人も殺さず、1人の戦死者も出すことがなかったことはすばらしいことであり、憲法9条のもとで、海外での武力行使をしてはならないという歯止めが働いていたことによるものであると考えます。

そこで、集団的自衛権を盛り込んだ憲法違反の安全保障関連法案については廃案にするよう求める意見書となっております。

慎重審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9 番納谷克俊議員。

〔9 番 納谷克俊君発言〕

○9 番（納谷克俊君） 提出者に御質問させていただきます。

今、この法案自体、憲法審の中でも学者の方が3名、そもそもこれは違憲だろうというような見解が述べられたということですが、私が思うに国というのは、やはり日本の国土・国民を守っていかなければならない。ただ学説だけで、じゃこれはどうなのかという、一概に判断はなかなか難しいところがあると思うんです。そこはやはり政治が責任を負うべきところであると思っております。

この中で明確に憲法違反であるということがうたわれてあるわけでございますけれども、実際に憲法自体、真正面から判断を下されたというのは、最高裁では砂川事件なのかなと思うんですね。これは旧日米安保に対する結審だったと思うんですけれども、その中での解釈からしますと、必ずしも集団自衛権を認めないよということでは、私はないと解釈できると思うんですけれども、そういったことも含めて、明確にこれが憲法違反と言い切る、この意見書の中身についての提出者の方の根拠といいますか、思いというのを伺いできればと思うんですけれども。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤幸子君発言〕

○11 番（沓澤幸子君） 納谷議員の質問に対してお答えしたいと思います。

憲法は誰が守るべきものかという立憲主義に立っているというふうに思います。法律は民主主義の観点から多数者によって決定されていく、決まったことに対して国民がそれを守る、いわゆるルールのものだというふうに思います。一方で憲法は、時の権力、いわゆる国民の側が権利を受ける、守るべきは権力者という、法律と憲法というのはそういう関係にあると思います。

法律は、その時々の方々の多数で決定していきます。民衆というのは、多数者が必ずしも正しい判断を示すということはないわけで、失敗もするわけです。そうしたことで、過去においてもあつた戦争が起こってまいりました。日本国民も戦争に賛成をして入つたわけですし、ドイツもそうであつたと思います。

しかし、振り返ってみれば、それは過ちであつたということになるわけでありましてけれども、そのように多数者の判断というのは、時のその時の流れであるとか、ムードだとか、正しい情報が得られない、いろいろな場合の中で判断を誤ることもある。そういうことを受けて憲法は、その時々の方々の力、権力を持った人が簡単に変えられないように作られているというふうに思

います。

この違憲というところは、3人の憲法学者さんもおっしゃっているとおり、憲法の前文に基づいて、この日本の平和憲法をなしているのは憲法9条だというふうに思います。憲法9条の1項は残すけれども、2項を変えたいというのが自民党の考え方、安倍首相の考え方でありますけれども、そこをきちんと読んだならば、集団的自衛権の行使は違憲というふうに判断できるというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

9 番納谷克俊議員。

〔9 番 納谷克俊君発言〕

○9 番（納谷克俊君） 意見書第6号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）について、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

ただいま、提出者であります沓澤議員から憲法解釈、憲法9条について、いろいろお話をいただきました。その中で、9条第2項、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないと。この部分を、現内閣総理大臣なる安倍首相がこれを変えたいんだというようなお話があったんですけれども、それは余りにもちょっと飛躍なのかなと思っております。

また、これは本当に今後の国の防衛計画等を大きく左右される問題ですので、非常に大事であります。その中で、一番反対ということで大きな理由というのは、この安全保障関連法案については廃案にするようということですけれども、まず、直ちに廃案を私は求めるのではなく、やはりしっかり国会という議論の場で議論を尽くしていただきたいと思うんですね。まずその、今回違憲であると言い切ってしまうことも、2つ目の理由としてはあると思います。

先ほど私が申し上げたとおり、この憲法議論に対して正面から突っ込んだ判例というのは砂川事件に対する判例だけでございまして、この最高裁の見解というのは、必ずしも集団的自衛権を認めるとも言っていないし、認めないとも言っていない。その中で、最小限度の自衛、国土・国民を守ることに対してしっかり議論をしていただきたいので、私はここで直ちに廃案を求めるのではなく、しっかり議論を尽くしていただきたいという部分で、現時点で廃案を求める意見書を提出することは反対するということであります。

以上をもって反対討論とさせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第6号 安全保障関連法の廃案を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議長（伊藤 裕君） 日程第13、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る7月3日、児玉郡町議会議長会主催である児玉郡町議会議員前期研修会に上里町議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、議員を派遣することに決定いたしました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（伊藤 裕君） 次に、総務経済常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（伊藤 裕君） 次に、文教厚生常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（伊藤 裕君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（伊藤 裕君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年第3回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時16分閉会